

みなさんの山形県消費生活センター

消費生活相談

商品やサービスの契約などについての苦情や相談を受け付けています。

多重債務相談

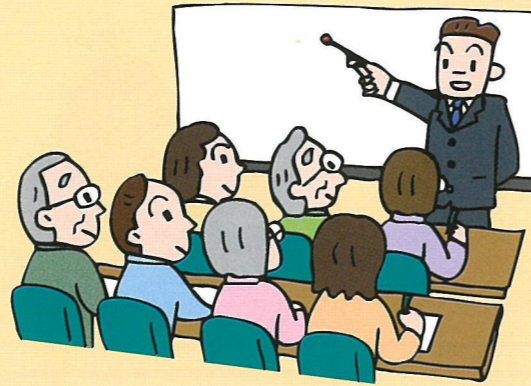
借金問題は必ず解決できます。まずはご相談下さい。

暮らしに役立つ情報提供

ホームページ、リーフレットなどで情報を提供しています。ビデオやDVDの貸出しもしています。

消費者教育<出前講座>

県内の各種団体・学校・グループなどに講師派遣しています。



<ご利用ごあんない>

相談受付時間
月曜日～金曜日 9:00～17:00
土・日・祝日・年末年始は休ませていただきます。

困った時の相談窓口

相談窓口の名称	所在地	相談受付電話番号
山形県消費生活センター	〒990-8570 山形市松波2-8-1 県庁内	023-624-0999
最上消費生活センター	〒996-0002 新庄市金沢字大道2034 最上総合支庁内	0233-29-1370
置賜消費生活センター	〒992-0012 米沢市金池7-1-50 置賜総合支庁内	0238-24-0999
庄内消費生活センター	〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 庄内総合支庁内	0235-66-5451

被害にあわないために

予備知識はあなたを守る

消費者を狙う問題商法

うまい話は
まず疑う

きっぱりとNO!!



いきりません! 買いません!
おことわりします! お帰り下さい!

山形県消費生活センター

相談窓口 TEL 023-624-0999

キャッチセールス

街で試供品を渡されたり、「アンケート、お願いします!」「お肌のチェック」と声をかけられ、営業所などに連れて行かれてエステや化粧品、健康食品、絵画などの高額な契約をさせられる。契約するまで帰してもらえないこともある。



マルチ商法 — ネットワークビジネス —

会員になって商品を友人や知人に勧め、「紹介料やマージンが入って儲かる」といって参加者を広げて、組織も拡大していく仕組み。会員を増やせず在庫や借金がかかえてしまうことも…。ネットで勧誘されることもある。

必ず儲かる!
友達を紹介するだけで
お金が入ります。



点検商法

「床下の点検」「古いふとんを見せて」などいって家に上がり込み、「このままでは家が倒れる」「病気になる」と不安をあおって、必要もない工事契約や高額なふとん類を購入させる。特に高齢者だけの家が狙われる。

※住宅用火災警報器、消火器、配水管、床下換気扇、白アリ駆除等にご注意



催眠(SF)商法

「健康にいい話」「焼きたてのパンの試食」「調味料、卵が格安!」「新商品の紹介」などいって会場に人を集め、日用品などをタダで配り、帰れない雰囲気にして最後に高額な治療器具やふとん類、健康食品などを契約させる。

バス停で声をかけられ連れて行かれることも。



アポイントメントセールス

突然、「あなた選ばれました!」などと電話が来て、親しげに話しをしているうちに誘い出され、出かけると…、高額な宝石などを契約させられる。「特典付き会員権」を契約したつもりが高額なDVDやCDなどを購入させられる。知人を装った電話には、家族全員で要注意。過去の契約者に電話してくる二次被害にも注意!



資格商法・二次被害

「講座を受ければ資格が取れる」としつこく電話をかけてきて、必要もない講座や教材を契約させる。また、何年も前の契約者に「資格をとるまで契約は続いている」「名簿から削除するために新たな講座の受講が必要」などいって別の契約をさせる二次被害も増えている。



利殖商法

上場予定のない企業の株を「上場間近」「3~5倍の高値で買い取る」「必ず儲かる」などと説明して購入させ、お金を支払うと、その後、業者と連絡がとれなくなることも。



電話勧誘 — しつこい電話勧誘にご用心 —

販売目的をかくして「簡単なアンケート」「ご紹介だけ」「必ず儲かります」などと突然かけてくる。「ハイ」「ハイ」と返事をする契約したことにされたり、個人情報聞き出されてしまうことも。

送りつけ商法 — ネガティブ・オプション —

注文していないのに本などを一方的に送ってくる。購入しなければならぬと勘違いして支払うことを狙っている。代金引換で送ってくることもある。

開運商法

「先祖のたたり」などと不安にさせて、「購入すれば運気が向いてくる」「病気が治る」と高額な印鑑や数珠などを買わせる。

名義貸し

— 甘い言葉を信じてはダメ! —

「名前だけ貸して」「買ったことにしてくれない?」「いいアルバイトがある」「迷惑かけないから」などという誘いに乗って、名前だけ書いたつもりでも実はクレジット払いの契約書や消費者金融からの借金だった。後日請求書がきて…! 支払わなければならないのは、名前を書いた人です。



内職商法

チラシや雑誌の広告、ネットなどで「自宅にしながら収入を得られる」「家でホームページを作成する仕事」などのふれこみで勧誘され、教材やパソコンなどを購入させる。仕事は紹介されず支払いのみが残る。

パソコン一式と説明書やCDに六十万円支払ったのに仕事がない…



高齢者の被害防止のためには、まわりの人の目配り・気配り・声かけが必要です。

たとえばこんな時は
要注意

- この頃、見慣れない人の出入りがある。
- 玄関や押入れに箱の山。
- タダだと言って、日用品など色々なものをもらってくる。

いざという時のクーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは、訪問販売等の特定の取引によって消費者が商品やサービスを契約した場合、一定期間であれば無条件で解約できる制度です(特定商取引法)。クーリング・オフ期間は、たとえば訪問販売や電話勧誘による場合は、契約書面を受け取った日から数えて8日間です。解約する時は、ハガキなどに「契約を解除する」ということを書いて特定記録郵便や簡易書留郵便等に出します。

※マルチ商法・内職商法は20日間

◆クーリング・オフができない場合もありますのでくわしくは窓口まで
山形県消費生活センター 電話 023-624-0999

※一度契約した人をねらった「二次被害」や、高額なふとんや着物、宝石、リフォーム工事などを次々と契約させる「次々販売」の被害も増えています。